平成２４年（フ）第１０２２号
大阪府高槻市三島江４丁目17番３号
債務者　金子　　仁
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０５４号
大阪府茨木市美穂ケ丘19番Ｃ―716号
債務者　前川　浩明
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０８４号
大阪市鶴見区浜４丁目７番25号
債務者　阿野　好美（旧姓井出）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２１２号
大阪市住之江区北島３丁目10番３号
債務者　生駒奈緒美
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２４０号
大阪市東住吉区今川７丁目９番18―502号
債務者　清村　新作
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２７５号
大阪府東大阪市新池島町３丁目７番10―107号
債務者　吉井　伸宏
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２８７号
大阪市西成区南津守３丁目10番20号
債務者　林　　弘惠（旧姓濱本・渡辺）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３６０号
大阪府八尾市小阪合町１丁目２番３―305号
債務者　森川　俊彦
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４２４号
大阪市東住吉区鷹合２丁目２番３―105号
債務者　上西千惠子（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４６９号
大阪市住吉区帝塚山東２丁目３番12号
債務者　久保田壽一
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４７１号
大阪市住吉区我孫子東３丁目６番７―301号
債務者　瀧本　　淳
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７９号
神戸市須磨区白川台１丁目35番地の２　市住７―502号、従前の住所神戸市須磨区妙法寺字円満林２番地の48　ケーズハウス102
債務者　中谷　　昇
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９２号
神戸市北区桂木３丁目28番地の１　Ｂ―205号
債務者　大坪　梨香
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４号
神戸市北区道場町塩田227番地
債務者　大島　弘幸
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６４号
神戸市兵庫区里山町647番地の３　青地文化、従前の住所神戸市兵庫区湊川町８丁目８番10―404号
債務者　白石　友行
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７３号
神戸市兵庫区水木通１丁目５番26―401号、従前の住所神戸市西区伊川谷町小寺223番地
債務者　田丸　温子（旧姓金月）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７４号
神戸市北区西大池２丁目７番101―1003号
債務者　山本　純子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５６４号
名古屋市天白区原５丁目2101番地　平針南住宅４棟107号
債務者　三浦　　聡
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部